

添付法令資料 3 :

引越し貨物の輸入に対する税関規定に関する
2025年4月14日付インドネシア共和国財務大臣規則No. 25 (目次)
同年6月28日施行

第1章	総則 (第1条)
第2章	引越し貨物
第1節	通則 (第2条)
第2節	輸入業者 (第3条)
第3節	引越し貨物の要件 (第4条)
第3章	引越し貨物の輸入
第1節	税関申告及び税関補足書類の提出 (第5条)
第2節	引越し貨物の輸入申告の審査 (第6条ないし第8条)
第3節	税関申告及び税関検査の登録 (第9条ないし第12条)
第4節	引越し貨物の搬出 (第13条)
第4章	乗客により、及び別送品を通じて運搬される引越し貨物の輸入 (第14条)
第5章	国外において死亡したインドネシア国民の引越し貨物の輸入 (第15条)
第6章	サービス・コンピュータ・システム (第16条)
第7章	経過規定 (第17条)
第8章	終則 (第18条及び第19条)